

●香川県告示第459号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成21年10月2日から施行する。
平成21年10月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住 所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住 所	委託年月日
略				略			
香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の使用料の収納事務	略			香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の使用料の収納事務	略		
栗林公園の附属器具使用料の収納業務	社団法人香川県観光協会	高松市番町4丁目1番10号	平成21年10月1日				